

院外処方について Q & A

当院では外来の患者様のお薬は院外処方となっております。

お渡しした処方箋は、4日以内に保険薬局で調剤を受けて下さい。

院外処方とは？

病院の中の薬局でくすりをもらうのではなく保険調剤薬局（かかりつけ薬局）でおくすりをもらうことです。

院外処方箋ってなんですか？

保険調剤薬局（かかりつけ薬局）で調剤が可能な処方箋のことです。おくすりの治療が必要と判断したときに、その内容を記したものです。

院外処方のメリットは？

保険薬局では患者さんおひとりづつにおくすりの説明や相談に十分にお時間をかけることができます。
当院以外の病院のおくすりもすべて、その薬局に記録を作って管理することで副作用や飲み合わせのまずさ（相互作用）を未然に防ぐことができます。
ご自分の都合の良いときに薬局に行けばよいことや、FAXで処方内容をあらかじめ薬局に送っておくと待ち時間も短くて済みます。

くすりは直接かかりつけ薬局に行けばもらえますか？

おくすりをもらうためには、院外処方箋が必要です。これと引き換えに調剤を受けることができます。
この処方箋でのおくすりの受け取りには期限があり、処方箋を受け取った日から4日以内です。代理の方でも結構です。

(期限をすぎるとその処方箋は無効となりもう一度先生に処方してもらわなければなりません。ご注意ください。)

複数の科で治療を受けていると
どうなりますか？

複数の診療科におかかりの場合は科毎に
院外処方箋を発行しますので、おかかり
の科の数だけ処方箋の数も増えること
になります。

どこの薬局に行けばよいのですか？

保険調剤薬局は自由に選べます。
院外処方箋を受け付けている薬局には
〈処方せん受付〉または〈保険調剤〉
の表示があります。

支払いはどうなりますか？

院外の保険薬局でおくすりをもらう際に、
お支払いいただきます。
診察料や検査料は今までどおり病院で
お支払いいただきます。

くすりの値段は変わりませんか？

薬の値段は病院と変わりません。
病院ではあつかつていないジェネリック
(後発品：同じ効果で値段が安いくすり)
も保険薬局では扱っています。希望に応
じて調剤が可能になります。
ただし、保険調剤薬局では、くすりの情
報を管理し、副作用をチェックしたり、
十分な説明や指導をするために多少の
指導料が増えます。

どうして病院ではくすりがもらえ
ないのですか？

厚生労働省からの指導で医薬分業といっ
て病院と薬局の役割をきりはなすこと
によりよい医療を行うことです。

ご理解とご協力をおねがいします。